

岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要

岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要（1/7）

1.背景

- 岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）は、**新型コロナウイルス等対策特別措置法**に基づき、**平成25年に策定**（平成29年に一部改定）
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**新型コロナウイルス等対策政府行動計画**（以下「政府行動計画」という。）が改定（令和6年7月2日閣議決定）されたことから、**政府行動計画を踏まえた改定を行うもの**

2.概要

目次	主な内容
第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と県行動計画	・ 県行動計画の策定経緯 ・ 新型コロナウイルス感染症対応での経験（振り返り） ・ 県行動計画の改定目的
第1章 新型コロナウイルス等対策特別措置法の意義等	
第2章 県行動計画の策定と感染症危機対応	
第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針	・ 新型コロナウイルス等対策の目的 ⇒ 県民の生命及び健康を保護 ⇒ 感染拡大を可能な限り抑制することを基本とし、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて感染拡大防止対策の切替えを円滑に行う ・ 中長期的な対応になることも想定し、準備期、初動期、対応期ごとに対策の考え方や方針を整理 ・ 政府行動計画改定の都度、県行動計画の必要な見直しを実施
第1章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
第2章 新型コロナウイルス等対策の対策項目と横断的視点	
第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等	左記の第1章から第13章までの対策項目に係る準備期、初動期、対応期における取組を明記（各対策項目の概要はP5・6記載）。 各章における 対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等 は令和7年3月に改定する 岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画ガイドライン にて規定。
第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	
第2章 情報収集・分析	
第3章 サーベイランス	
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第5章 水際対策	
第6章 まん延防止	
第7章 ワクチン	
第8章 医療	
第9章 治療薬・治療法	
第10章 検査	
第11章 保健	
第12章 物資	
第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保	

3.改定のポイント

①対策の基本的な考え方

- 感染拡大を可能な限り抑制することを基本とし、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて感染拡大防止対策の切替えを円滑に行う
- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、**中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理**（例えば、まん延防止等重点措置等の実施に係る基本的考え方は、次ページのとおり）

②対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目をワクチン・検査・保健などの項目を追加し、**13項目に拡充**
- **3つの横断的視点（※）を設定し、各対策項目の取組を整理**

※人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進

③平時の取組の充実

- 感染症法等の計画に基づき、県は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保**
- 国、県、市町村及び医療機関等の関係機関において、平時から**実効性のある訓練を定期的実施**

④県独自の対策の記載

- 準備期・初動期・対応期に応じ、**実効的な対策を講じる体制を構築**

<準備期・初動期>

保健福祉部新型インフルエンザ等対策本部（部内での情報共有）
保健福祉部新型インフルエンザ等地方本部（各広域局での情報共有）
新型インフルエンザ等危機管理連絡会議（全庁的な連絡調整）

政府対策本部が設置

<初動期から対応期>

岩手県新型インフルエンザ等対策本部【本部長：知事】
岩手県新型インフルエンザ等対策地方支部

- まん延防止等重点措置等の実施に至るおそれがある場合には、県民等に対して**外出自粛や基本的な感染症対策等の徹底に係る要請などを行う県独自の宣言の実施**
- 感染症のまん延を防止するため、感染制御対策に関して専門的な知識及び技能を有する**感染制御支援チーム（ICAT）や医療福祉施設等クラスター制御タスクフォースの設置及び派遣等の実施**
- 二次医療圏を越える入院・搬送調整等を行う**入院等搬送調整班を設置し、関係機関と連携した医療提供体制を確保**
- 高齢者施設等の感染対策を進めるため、**高齢者施設等職員に対する研修を実施**
- 有事の際には、保健所の感染症有事体制を確立するため、速やかに**保健所支援本部を立ち上げ、本庁からの応援職員の派遣等を行う**

まん延防止等重点措置等の基本的な考え方

対応期を4つの時期に区分

- 1 封じ込めを念頭に対応する時期
- 2 病原体の性状等に応じて対応する時期
- 3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期



上記の時期区分に対応して、まん延防止等重点措置等の実施に係る基本的な考え方を整理

1 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等を踏まえて、必要と認められる場合には、県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施

2 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等を踏まえて、必要と認められる地域において、国等から提供される科学的知見に基づき、各種要請などの措置を集中的に実施する必要があると認められる期間及び区域、業態等に対して措置を実施

3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 2と同様に措置を実施するが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討
- ・ ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要性が生じる可能性も考慮

4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を実施

4.各論13項目の概要①

①実施体制

- ・ 準備期・初動期・対応期に応じた体制を構築し、実効的な対策を講じる体制を確保
- ・ 平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化
- ・ 有事には県対策本部を中心に国や県の基本的対処方針等に基づく対策の判断・実行
- ・ 県独自の宣言、まん延防止等重点措置、緊急事態措置に係る手続等を明記

②情報収集・分析③サーベイランス

- ・ 情報収集・分析及びサーベイランスの実施体制の整備
- ・ 準備期からの効率的な情報収集・分析、サーベイランスの実施
- ・ 感染症や医療の状況等を分析し、包括的なリスク評価を行う
- ・ 情報収集・分析及びサーベイランスから得られた情報等を関係機関や県民等に迅速に提供・共有

④情報提供・共有 リスクコミュニケーション

- ・ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあるため、県民等に適切に情報を提供・共有
- ・ 感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、県民等が適切に判断・行動

⑤水際対策

- ・ 検疫所との連携体制の構築及び検疫所からの依頼に基づく、居宅等待機者等に対する健康監視の実施
- ・ 主要国及び発生国・地域の発生状況や水際対策についての情報収集

⑥まん延防止

- ・ 医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、まん延防止対策による感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・ 医療ひっ迫時等には、県独自の宣言やまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施
- ・ 病原体の重症化リスクや感染性の高さ等を踏まえ、必要に応じたまん延防止対策を実施
- ・ ICATや医療福祉施設等クラスター制御タスクフォースの設置及び派遣等の実施

⑦ワクチン

- ・ 関係機関と連携した円滑なワクチン接種体制の構築
- ・ ワクチンの役割や有効性及び安全性等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報を提供・共有
- ・ ワクチンの安全性について、副反応疑い報告で得られる情報等を基に、県民等に適切な情報を提供・共有

4.各論13項目の概要②

⑧医療

- ・ 医療の提供は、**健康被害を最小限にとどめるために不可欠**、かつ社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- ・ 平時から、予防計画及び医療計画に基づき、**県と医療機関の間で医療措置協定を締結**することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・ **入院等搬送調整班を設置**し、関係機関と連携した医療提供体制を確保
- ・ 高齢者施設等の感染対策を進めるため、**高齢者施設等職員に対する研修を実施**

⑨治療薬・治療法

- ・ 国及びJHSが示す情報等に基づき、医療機関等で治療薬・治療法を使用できるように、**医療機関等と連携した体制を構築**
- ・ 国と連携し、**治療薬の流通管理や適正使用を推進**

⑩検査

- ・ 必要な者に適時の検査を実施することで、**患者の早期発見、流行状況の的確な把握等**を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・切替えを実施
- ・ **平時には検査機器や資材の確保**、発生直後より**早期の検査立上げ**を実施し、対応期には**検査体制を拡充**

⑪保健

- ・ 有事において**地域の実情に応じた効果的な対策を実施**して、県民の生命と健康を保護
- ・ 保健所や環境保健研究センター等において、**検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等**を実施
- ・ 保健所の感染症有事体制を確立するため、**速やかに保健所支援本部を立ち上げ**、本庁からの応援職員の派遣等を実施

⑫物資

- ・ 感染症対策物資等（※）が不足する場合、**医療、検査等の実施等が滞る可能性**
- ・ 平時の備蓄や有事の国が行う生産要請等により、医療機関を始めとした必要な機関に**感染症対策物資等が十分に行き渡るよう、事業者と連携して対応**

※ 医薬品、医療機器、個人防護具等

⑬県民生活・県民経済

- ・ 感染症危機時には**県民生活及び社会経済活動に大きな影響**が及ぶ可能性
- ・ 平時に**事業継続等のために必要な準備**を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・ 県は影響緩和のため、市町村と連携して**必要な対策・支援（※）**を実施

※ 生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、事業者への支援、生活支援を要する者への支援等

岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要（6/7）

5.参考（各対応期における各分野の主な取組）

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定、改定 ・保健所や環境保健研究センターの人材の確保や育成を推進 ・国や市町村等と連携した訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外で疑い事案が確認された場合、情報の収集等を行うため、保健福祉部対策本部等を開催 ・国内外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、全庁的な連絡調整を行うため、危機管理連絡会議を開催 ・政府対策本部の設置後、直ちに県対策本部等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部において、国の基本的対処方針等に基づく対策を協議・実施 ・県内における新型インフルエンザ等対策を的確に実施するため、必要に応じて、総合調整を実施 ・業務継続計画を実行し、優先業務の実施に必要な人員を確保
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化による情報収集・分析体制の整備やDXの推進 ・平時から情報収集・分析を実施するとともに、有事に収集・分析する情報や把握手段を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症危機管理上の意思決定に資するため、感染症・医療に関する包括的なリスク評価 ・県民生活・経済の状況に関する情報の収集、得られた情報や対策に関し関係機関と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症・医療に関する包括的なリスク評価 ・医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報収集・分析を強化 ・得られた情報や対策に関し関係機関と共有
③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症サーベイランスの実施体制の構築やDXの推進 ・平時からの感染症サーベイランスの実施 ・人材の育成と確保のために研修等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価等に基づく感染症サーベイランス体制の強化（疑似症サーベイランス、全数把握の開始等） ・有事の感染症サーベイランスの開始（入院サーベイランス、ゲノムサーベイランス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行状況に応じた感染症サーベイランス実施 ・発生状況に応じた実施体制の見直し、適切な感染症サーベイランス実施体制への移行
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から国等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策等を情報提供 ・また、偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター等を設置し、県民等との双方向のコミュニケーションを実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応として、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター等を継続して設置 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応を継続して実施 ・病原体の重症化リスクや感染性の高さ等を踏まえた情報提供を実施
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所との連携体制の構築 ・医療機関との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所との連携体制の強化 ・医療機関との連携体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期の対応を継続
⑥まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、マスク着用等の咳エチケット等の基本的な感染対策の普及 ・感染制御支援チーム（ICAT）や医療福祉施設等クラスター制御タスクフォースの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と連携し、県内における新型インフルエンザ等の患者発生に備え、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ひっ迫時等には、県独自の宣言やまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施 ・病原体の重症化リスクや感染性の高さ等を踏まえ、必要に応じたまん延防止対策を実施 ・新型インフルエンザ等の発生・まん延時には、ICAT、タスクフォースを派遣
⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種体制の構築を推進（特定接種、住民接種） ・予防接種やワクチンの有効性や安全性について県民等に情報提供し理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、関係機関と連携し、予防接種に必要な体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期に構築した体制に基づき接種を実施し、必要に応じ接種体制を拡充。また、接種記録を適切に管理。 ・ワクチンの安全性等に係る情報の収集と適切な対策、接種に関する積極的なリスクコミの実施

岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要（7/7）

5.参考（各対応期における各分野の主な取組）

	準備期	初動期	対応期
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画及び医療計画に基づき、平時から相談センター、感染症指定医療機関、医療措置協定締結医療機関等による連携体制を整備 ・人材育成、医療機関の設備整備の支援や感染症対応体制の構築等による、感染症への対応能力強化 ・高齢者施設等職員に対する研修を実施 ・県連携協議会等を活用した関係機関との連携、有事の医療提供体制の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・受診から入退院までの流れを早期整備する等、医療提供体制を確保（入院等搬送調整班の体制構築、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による入力要請） ・相談センターを整備し感染者等へ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期に整備した医療提供体制を確保（入院等搬送調整班による調整、G-MISによる情報の把握）するとともに、流行の時期やウイルスの性状に応じて段階的に医療提供体制を切替え ・事前の想定と大きく異なる場合や、事前に整備する医療提供体制を上回るおそれがある場合は、柔軟かつ機動的に対応
⑨治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> ・国及びJIHSが示す情報について医療機関との情報共有体制の整備 ・計画的な備蓄の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す診療指針等を医療機関等に提供 ・治療薬を適時、公平に配分 ・抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用の要請や、予防投与の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期の対応を継続 ・患者が減少した段階においては、次の感染拡大に備えた治療薬の補充
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保健研究センター及び検査措置協定締結機関と連携し、検査体制を迅速に構築するための体制を整備 ・訓練等で人材育成、検査体制の実効性を確認し、適切に見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事の検査体制を立ち上げ ・リスク評価に基づき検査実施方針を決定 ・県民等へ情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制を拡充 ・適時リスク評価を実施し、検査実施方針の見直し
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保・育成や連携体制の構築等により、保健所及び環境保健研究センターの体制を整備 ・有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定、改定 ・平時から情報共有し、有事の際の基盤を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事体制への移行準備 ・保健所、医療機関、消防機関等と連携した入院調整体制を構築 ・感染拡大時の人員不足に備え、保健所支援体制の構築 ・県民に対し、情報提供・共有を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所支援本部の設置など、速やかに有事体制に移行 ・入院等搬送調整班による調整や消防機関との移送協定を活用し、適切な入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送を実施 ・地域の実情も踏まえて体制や対応を見直し
⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等が不足しないよう、物資の需給状況の確認 ・有事の円滑な供給に向け、必要量を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認 ・必要に応じ、感染症対策物資等の配送要請
⑬県民生活及び県経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・指定（地方）公共機関における重要業務の継続や一部業務の縮小等に関する業務継続計画策定の支援 ・感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携して、まん延防止に関する措置により生じた県民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を実施